

実ビデオ 講義 相談室

回答者 鈴木 誠 (公認会計士)

当社は、当事業年度に新株発行と社債発行を行い、これに伴う株券発行費・社債発行費が発生しております。従来、これらについては、発生時に費用処理しておりましたが、今回は繰延処理をしたいと考えております。継続性の変更に該当しないための要件留意点について教えてください。

処理方法を重要な会計方針として記載するとともに、これを変更した場合には、「会計方針の変更」に関する記載を行うこととされています（財規第8の2、8の3）。この「重要な会計方針」の記載は、代替的な会計処理方法が認められている事項について、企業が採用した会計処理方法の内容を明示させることにより、投資家が財務諸表を的確に理解できるようとの趣旨によるものです。したがって、そもそも繰延資産項目については、実際に会計処理を行っている事業年度のみ、その内容を

根本的な考え方

同一の繰延資産項目については、その性質は二級的に同質のものと考えられるため、原則として、各事業年度を通じ首尾一貫した方法により会計処理をしなければなりません。また、繰延資産に係る会計処理方法は、繰延資産項目ごとに選択できるため、異なる繰延資産項目相互間ににおいては、継続性の変更の問題は生じません。

ただし、新株発行費と社債発行費

新規契約についての会計処理方法が異なるっている場合であっても、従業員の変更としての取扱いは必要なものと考えられています。

これらの点を考慮し、継延処理（新たな会計処理の発生とみて新たに会計処理方法を追記し得るとする考え方）を採用した場合の表上上の取扱いは、会計処理方法を変更した場合に記載することが要求されています。事項と同様の事項を追加情報として注記します。具体的には、次の項目を記載することが必要です。

同一の税金を清算するに付しての会計処理が前事業年度において行われていない場合には継続性の変更として取り扱う必要はありません。これは、平成十五年三月一日改訂前監査証明書令第四条第三項第二号の規定では、継続性の変更としての取扱

相談室では、読者の皆様からのご質問を募集しております。経理・税務法務等の分野で、日常の業務で、疑問に思われたことを送り下さる電子メールをお待ちしております。ご質問には、お名前を明記して下さい。お名前を明記しない場合は、お名前を明記する旨の添付文書と一緒に提出して下さい。お名前を明記しない場合は、お名前を明記する旨の添付文書と一緒に提出して下さい。お名前を明記しない場合は、お名前を明記する旨の添付文書と一緒に提出して下さい。

など、その性質(いずれも資金調達費用)が類似するものについては、合理的な理由(金額が大きく相違しており支出の効果が異なると判断される場合等がある場合を除き、同一の会計処理方法を採用することが望ましいものと考えられます。

同一の継延資産項目についての会計処理が前事業年度でも行われている場合

原則として、継続性の変更となります。なお、同一の継延資産項目であっても、支出内容に著しい変化がある場合には、新たな会計事実の発生とみて、直近の会計処理方法とは切り離して新たに会計処理方法を選択し得るとする考え方もありますが、とくに継延資産については新たな会計事実かどうかの認定が実務上困難な場合が多いものです。

したがって、その性質および金額が前事業年度に比して著しく異なるものであると明確に判断することができる場合を除き、継続性の変更と取り扱うことが適当です。

このように、二賃間のケースが、前事業年度に新株発行、社債発行を行っている場合においては、それをこれまでの支出内容に著しい変化があるかどうかを検討し、継続性の変更がない例外処理が採用できるかどうかを慎重に判断する必要があります。

具体的な支出内容の変化とは、新株発行費の場合、公募増資あるいは第三者割当増資(発行形態)、優先株式であるいは普通株式(発行種類)等であります。ほかに、機関投資家向け私募発行の場合の社債利率との並ね合い(社債発行費を大きく、社債利率を低くといふように商品スキームの自由度が高いもの等)が考えられます。

また、前述のとおり、新株発行費と社債発行費など、その性質が資本調達費用という点で類似するものについては、合理的な理由がある場合を除き、同一の会計処理方法を採用することが望ましいこととされていますが、この点につき現行实务は、例えば、前事業年度における社債発行費についての会計処理方法と当事業年度における

いは前事業年度において会計処理が行われていることが前提になるためです。この場合の表示上の取扱いは、次の項目を追加情報として注記します。

前事業年度において緑延資産(商合金計処理がどの事業年度において行われているかを明記する)が過当)の理由、その財務諸表に与えている影響

項目について会計処理が行われていな
いが、「重要な会計方針」として記載さ
れている場合

前述のとおり、実際に会計処理を行っている事業年度にのみ、その内容を重要な会計方針として記載すれば足りますが、総経理会社の有価証券報告書においては、重要な会計方針は二期分記載することとされているため、かつて採用した会計処理方法を前事業年度の重要な会

「計方針」として記載している会社が
多くみられます。この場合の表示上
の取扱いは、前事業年度においては
幾種質産項目について会計処理が行
われていない旨を、補足説明するこ
とが望ましいとされています。